

覚 書（返戻金制度）

貴社（以下甲と称す）とキャリアエキスパート株式会社（以下乙と称す）

とは令和 年 月 日に締結した技術者紹介基本契約書（第3条の紹介手数料）について、以下の内容とすることに合意した。

- （1）乙が甲に紹介した技術者が、国土交通省等に技術者側の都合により資格が登録出来なかった場合
（但し、入社日より90日以内の申し出に限る）、又は乙が甲に紹介した技術者が入社しなかった場合、
同等程度の技術者を1ヶ月以内に無料にて再度紹介するものとする。
但し、1ヶ月以内に同等程度の技術者を紹介出来なかった場合、45日以内に当初契約紹介手数料の
100%を返金するものとする。
- （2）技術者の自己都合（死亡含む）および技術者の責による解雇（退職）により入社日より3ヶ月未満に
退職した場合、同等程度の技術者を1ヶ月以内に無料にて再度紹介するものとする。但し、退職日より
1ヶ月以内に同等程度の技術者を紹介出来なかった場合、下記により紹介手数料を返金するものとする。
 - ・入社後1ヶ月未満 当初契約紹介手数料の80%を返金するものとする。
 - ・入社後3ヶ月未満 当初契約紹介手数料の50%を返金するものとする。
- （3）採用決定から入社日までの間に、採用者が採用者側の都合により内定取消を行った場合でも、甲は乙に
対し紹介手数料を支払うものとする。
- （4）採用した技術者の雇用条件等が採用後、1年以内に変更になり、報酬が増額変更になった場合、或いは
紹介料の支払いを少なくする為、故意に低い報酬を提示する等、信義則に反する行為があった場合、
採用時の報酬に対しその差額の紹介料を乙は甲に請求できる。
但し、通常の給与改定に係る報酬の増額に関してはこれを含めない。
- （5）甲が乙から紹介された人材を紹介日または面接日から1年以内に採用した場合、或いは信義則に反する
行為により採用した場合、乙は甲に対し紹介料を請求できる。
- （6）面接時の交通費について
甲は技術者に対し採用、不採用にかかわらず、面接場所までの往復の交通費の実費を負担するものとする。